（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「並びに」を「、同法附則第五条の三の規定により読み替えられた」に、「、第百五十四条」を「の規定並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十四条」に改め、同項の表第百五十三条第二項の項中「及び同法」及び「、同法」を「同法」に改め、同項の表第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二号の項中「第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二号」を「第百五十五条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百六十条第三項第二号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保健拠出金

附則第十条第五項中「第二十二条の規定により読み替えられた」の下に「、同法附則第二十一条の三第一項の規定により読み替えられた」を加え、「同条第三項中「及び病床転換支援金」とあるのは「」を「同条第三項中「及び病床転換支援金（当該」とあるのは「（当該」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）」に改める。

附則第十九条第一項及び第二項中「第二十九条」の下に「、第四十六条」を加える。

（健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（定義）」を付し、同条第六号中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条　平成二十五年度及び平成二十六年度においては、前条第十五号中「1の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは「健康保険事業」とする。

第四条及び第五条　削除

附則第六条第一項中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第七条第一項第一号ロ中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に改める。

（平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正）

第六条　平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（平成二十五年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

本則に次の一条を加える。

（負担調整基準率）

第三条　平成二十五年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第六十三号

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十一号）及び公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百五十九号）の施行に伴い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式（投票人名簿の様式）（第一条関係）

その一

住所	氏名（ふりがな）	生年月日	性別

登録	年月日	住民票作成日 転入届出日	年月日	投票区	
抹消（理由及び その年月日）	年月日	備考		市（区）（町）（村） 選挙管理委員会印	

備考

1　法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

2　「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。

3　令第10条第2項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第4項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第2項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。

4　投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の3の2第4項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の7第1項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

5　選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。